

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

2 5 問 2 時間 3 0 分

A－1 次に掲げる無線局のうち、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 2 基幹放送をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）
- 3 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条から第19条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- ② ①の無線設備の変更の工事は、 **A** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ③ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **B** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ④ 総務大臣は、無線局の免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を **C** 。

A	B	C
1 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	許可に係る無線設備	変更しなければならない
2 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	当該無線局の無線設備	変更することができる
3 周波数、電波の型式又は空中線電力	当該無線局の無線設備	変更しなければならない
4 周波数、電波の型式又は空中線電力	許可に係る無線設備	変更することができる

A－3 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則（第38条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、その船舶の **A** 、これらの設備を動作させ、かつ、同時に **B** を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の **C** 以内に維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 航行中	無線設備の電源用蓄電池	± 1 0 パーセント
2 航行中	無線設備の非常照明用の補助電源	± 2 0 パーセント
3 航行中及び航行の準備中	無線設備の電源用蓄電池	± 2 0 パーセント
4 航行中及び航行の準備中	無線設備の非常照明用の補助電源	± 1 0 パーセント

A－4 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に C 障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 D ことができる。

A	B	C	D
1 他 の 無 線 設 備	4 ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 電 気 通 信 業 務 の 用 に 供 す る 無 線 設 備	4 0 ナノワット	継続的かつ重大な	当該措置の内容の報告を求める
3 他 の 無 線 設 備	4 0 ナノワット	②に定める限度を超えて	当該措置の内容の報告を求める
4 電 気 通 信 業 務 の 用 に 供 す る 無 線 設 備	4 ナノワット	②に定める限度を超えて	当該措置の内容の報告を求める
5 電 気 通 信 業 務 の 用 に 供 す る 無 線 設 備	4 0 ナノワット	②に定める限度を超えて	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－5 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－6 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
 - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A－7 次の記述は、海上移動業務及び航空移動業務等の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の A を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② B の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ④ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの
- (2) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で C に関するもの
- (3) 航空局の無線設備の通信操作で次のアからウまでに掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）
- ア 無線方向探知に関する通信
- イ D に関する通信
- ウ 気象通報に関する通信（イに掲げるものを除く。）

A	B	C	D
1 無線設備の操作	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信	航空機の正常運航
2 無線設備の操作の監督	無線電信	遭難通信	航空機の正常運航
3 無線設備の操作の監督	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信又は緊急通信	航空機の安全運航
4 無線設備の操作	無線電信	遭難通信又は緊急通信	航空機の正常運航
5 無線設備の操作	無線電信	遭難通信	航空機の安全運航

A－8 次の記述のうち、無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときに執るべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は、何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A－9 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、緊急通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 4 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A－10 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞がある場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 5 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱をしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

A－11 次の記述は、免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信について述べたものである。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次に掲げる通信は、電波法第52条（目的外使用の禁止等）第6号の「その他総務省令で定める通信」において定める無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信とする。

- (1) 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集するAであって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信
- (2) 漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間又は漁船の船舶局相互間で行う国若しくは地方公共団体の漁撈の指導監督に関する通信
- (3) Bの無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
- (4) 港則法又は海上交通安全法の規定に基づき行うCの無線局と船舶局との間の通信
- (5) 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信
- (6) その他電波法施行規則第37条各号に定める通信

A	B	C
1 船舶の位置に関する通報	水先業務用	海上保安庁又は地方公共団体
2 船舶の位置に関する通報	港務用	海上保安庁
3 船舶の位置及び針路に関し自動的に更新される情報	水先業務用	海上保安庁
4 船舶の位置及び針路に関し自動的に更新される情報	港務用	海上保安庁又は地方公共団体

A－12 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、A必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）のBの指定を変更し、又は登録局のB若しくはCの変更を命ずることができる。
- ② ①によりCの変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨をD。

A	B	C	D
1 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告 しなければならない
2 混信の除去 その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線検査簿に記載 しなければならない
3 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	無線検査簿に記載 しなければならない
4 電波の規整 その他公益上	電波の型式、周波数若しくは 空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線検査簿に記載 しなければならない
5 電波の規整 その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告 しなければならない

A－13 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
- (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも A を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては B に応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等に C を明示するものとする。

	A	B	C
1	10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2	10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
3	15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
4	15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A－14 次の記述は、安全通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して A を行うものとする。
- ② A は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①の規定により A を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)又は(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「 B 」
- (2) 無線電話による場合にあつては、「 C 」又は「警報」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に D を前置しなければならない。

	A	B	C	D
1	安全通報の告知	SECURITE	セキュリテ	自局の識別表示
2	安全通報の告知	PAN PAN	パン パン	通報の種類
3	安全呼出	SECURITE	パン パン	通報の種類
4	安全呼出	PAN PAN	パン パン	自局の識別表示
5	安全呼出	PAN PAN	セキュリテ	通報の種類

A－15 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 2 無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
- (1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 使用電波の型式及び周波数
- (4) 相手局から通知を受けた事項の概要 (5) 予備送信機を使用した場合はその時間
- 3 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。

A－16 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 B
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 C、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C
1 遭難通信		156.3MHz	2,177kHz
2 遭難通信		156.525MHz	2,182kHz
3 遭難通信又は緊急通信		156.3MHz	2,182kHz
4 遭難通信又は緊急通信		156.525MHz	2,177kHz

A－17 次の記述は、無線局の臨時検査（注）について述べたものである。電波法（第73条及び第111条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電波法第73条第5項の検査をいう。

- ① 総務大臣は、次の(1)から(5)に掲げる場合には、その職員を無線局に派遣して、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。
- (1) 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように A その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 無線局の発射する B に適合していないと認め、当該無線局に対して C を命じたとき。
- (3) C の命令を受けた無線局からその発射する B に適合するに至った旨の申出があったとき。
- (4) 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- (5) その他電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- ② ①の検査を拒み、妨げ、忌避した者は、 D の罰金に処する。

A	B	C	D
1 当該無線設備の修理	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下
2 当該無線設備の修理	電波の質が総務省令で定めるもの	臨時に電波の発射の停止	6月以下の懲役又は30万円以下
3 当該無線設備の取替え	電波の質が総務省令で定めるもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下
4 当該無線設備の取替え	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	臨時に電波の発射の停止	1年以下の懲役又は50万円以下
5 当該無線設備の取替え	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	期間を定めて無線局の運用の停止	6月以下の懲役又は30万円以下

A－18 海上における人命の安全のための国際条約第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備が満たすべき要件等に関する次の記述のうち、同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、この規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線設備は、その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- 2** 無線設備は、できる限り高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置であって他の室から独立して設けられる無線通信室内に設けること。
- 3** 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
- 4** 航行の安全のために要求されるVHF無線電話の通信路の制御器は、操舵^{そうだ}を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。

A－19 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（以下「条約」という。）第4章（無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 船舶は、海上にある間、次に定めるところにより **A** をする。
- (1) 船舶が条約第4章（無線通信）第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いる **B**
 - (2) 船舶が条約第4章（無線通信）第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz
 - (3) 船舶が条約第4章（無線通信）第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz及び8,414.5kHz並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した **C**
 - (4) 船舶が条約第4章（無線通信）第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.1の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C
1 無休聴守	VHF第16チャンネル	少なくとも二の周波数
2 無休聴守	VHF第70チャンネル	少なくとも一の周波数
3 実行可能な場合は無休聴守	VHF第16チャンネル	少なくとも一の周波数
4 実行可能な場合は無休聴守	VHF第70チャンネル	少なくとも二の周波数

A－20 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1** 遭難警報とは、地上の無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使ったデジタル選択呼出し（DSC）又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- 2** 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- 3** 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 4** 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 5** 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の命令によってのみ送信する。

B－1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5) ア 及び空中線電力 (6) 希望する イ
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び ウ (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。

- (9) その船舶に関する次の事項
- ① エ ② 用途 ③ 総トン数 ④ 航行区域 ⑤ オ 港 ⑥ 信号符字
- ⑦ 旅客船であるときは、旅客定員 ⑧ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
- ⑨ 船舶安全法第4条(無線電信又は無線電話施設の強制)第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
- ⑩ 電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)の規定による措置を執らなければならない船舶局であるときは、その執ることとした措置

- 1 電波の型式、周波数 2 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 3 運用許容時間 4 運用義務時間
- 5 工事着手の予定期日 6 工事落成の予定期日 7 船舶の所有者 8 船舶の運行者
- 9 船籍 10 主たる停泊

B－2 無線局の免許の申請の審査に関する次の記述のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理し、その審査をする際に、審査する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
- ウ その無線局の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
- エ 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- オ 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。

B－3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 行われる イ を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② ウ の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 エ に処する。
- ③ オ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 総務省令で定める周波数を使用して 2 特定の相手方に対して 3 無線通信 4 暗語による無線通信
- 5 無線局の取扱中に係る無線通信 6 無線局の取扱中に係る暗語による無線通信
- 7 50万円以下の罰金 8 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 9 無線通信の業務に従事する者 10 免許人又は無線従事者

B－4 海上移動業務の無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを**1**、これらの規定に適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- イ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ウ 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付を申請しようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともにその旨を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- エ 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- オ 船上通信局にあつては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

B－5 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（以下「GMDSS」という。）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件等に関する次の記述のうち、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）の附属書第4章の第4-2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）及びコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）の第4章（無線通信士に関する基準）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを**1**、これらの規定に適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則に基づき主管庁が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- イ 海上における人命の安全のための国際条約（改正を含む。）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 18歳以上であること。
 - (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。
- ウ GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者に最小限要求される知識、理解及び技能は、承認された海上履歴に基づくものでなければならない。
- エ GMDSSの下での無線通信士の資格証明のために最小限要求される知識、理解及び技能は、無線通信士が自己の無線通信の任務を行うのに十分なものでなければならない。
- オ 無線通信規則に定める各証明書を得るために要求される知識は、STCWコードA部第4-2節に基づくものでなければならない。